

機能強化計画の進捗状況(要約)

1. 15年4月から17年3月までの全体的な進捗状況

15年度は機能強化計画という新たな課題に対応するための態勢整備や担当職員のスキルアップ研修等に重点が行われた。16年度は客体に対し具体的な取組みが重点となった。

2. 16年10月から17年3月までの全体的な進捗状況

16年上期で、機能強化計画の各項目の基本方向が定まり、16年度下期は成果実現に向けた巡航態勢となった。コンサルティングサービスとして当信用組合顧問税理士による個者別の面談形式による税務相談会を実施するなど新しい取組みも行った。

3. 計画の達成状況

要請項目の中で、客体先から具体的案件が発生しないために未実現の項目があるが、主体的取組課題については、概ね、計画どおり、達成できました。項目によっては、当初想定以上の到達点まで進んだものもあります。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

機能強化計画遂行が信用組合の本来の役割という認識が経営陣に強く受け止められ、計画推進の専担部署を配置して各部門と連携して実施したことが概ね達成できた要因と判断します。ただ、こうした取組みが本部部門の担当部署中心であり、全店職員の基本的資質として定着させることが今後の課題と認識しております。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
. 中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	審査部職員を増員し、建設業担当者を配置する。中堅職員の外部研修及び内部研修を行う。	上部団体の外部研修及び内部研修を実施する。	上部団体の外部研修及び内部研修を実施する。審査部に建設業担当者を配置する。	別紙「リレーションシップバンキング機能強化計画に関する実施した研修内容」の通り、外部及び内部研修を実施した。審査部に建設業担当者を配置した。	別紙「リレーションシップバンキング機能強化計画に関する実施した研修内容」の通り、外部及び内部研修を実施した。	特に融資シェアの高い業種に対する審査態勢の強化を図ると共に研修により職員のスキルアップをすすめ融資審査能力を向上させる。
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	産学官連携をとる。政策投資銀行についてな上部団体の提携を見て、対応する。産業クラスター会議に参加する。	産学連携窓口と接触をとる。当組合として「産業クラスターサポート会議」に登録する。	産学官ネットワークを活用して地域内の有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に努める。	産学官ネットワークに参加した。「産業クラスターサポート会議」には県信用組合協会として参画している。1千万円までの無担保第三者保証なしの「創業新事業支援資金」の取扱いを開始した。	産学官ネットワークと連携を密にした。「産業クラスターサポート会議」には県信用組合協会として参画している。1千万円までは無担保第三者保証なしの「創業新事業支援資金」の取扱いを継続した。	地元の産学官ネットワークと連携をとる。政策投資銀行については、上部中央団体との連携等の動きを見て対応する。「産業クラスターサポート会議」には当組合も会員登録をしている。
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	商工中金・国民生活公庫との連携を図る。ベンチャー企業の育成を図る。	商工中金・国民生活公庫との提携契約を結び、新技術・ベンチャー企業等の情報収集をすすめる。	ベンチャー企業支援融資枠を設定する。新技術のビジネス化やベンチャー企業等の発掘支援強化を図る。	上部団体の全信組連と商工中金・国民生活金融公庫と業務提携契約を受けて、上記支店と連携することを確認した。	具体的な連携案件の発生がなかった。	中央機関の全信組連が、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫と創業、新事業支援で業務提携したので、同様に活用検討。
(5) 中小企業支援センターの活用	渉外係・店頭で同センターのPRを行う。	店頭ロビーに同センターのポスターパンフレット等配置する。	店頭ロビーに同センターのポスターパンフレット等配置する。	営業店内に地域情報コーナーにパンフレットを掲示した。センター指導員の協力を得て「創業新事業資金」の融資を行った。	いわき地域中小企業支援センターと連携を進めた。営業店情報コーナーにパンフレットを掲示した。	同センターとの連携についてコンタクトをとり、営業部店及び渉外担当者その他の媒体で広くPRし利用見込者に活用をすすめる。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	中小企業診断士と連携し経営相談サービスを提供する。経営者交流会を通してビジネス・マッチング情報等の提供を行う。	中小企業診断士との顧問契約締結する。職員コンサルタント能力向上の研修を実施する。	専門家と連携し、税務相談会・経営相談会等実施する。	中小企業診断士との顧問契約締結した。ビジネス・マッチングのための情報共有化を図る。イントラネットのネットワークの導入を決めた。	ビジネス・マッチングのための渉外保有情報の全店共有化をはかるネットワークシステムの検討を進めた。サービス提供は平成17年度の予定。	中小企業診断士等の指導をうけて、ビジネス・マッチング情報の提供や、コンサルティングサービスを実施する。また本部専担部職員や営業店の融資担当者のコンサルティング能力向上のためのスキルアップ研修を随時開催する。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表		別紙様式3-2、別紙様式3-3参照				要注意先の経営実態を把握した上で、健全債権化の可能性がある先には、本部・営業店そして債務者が一体となり、改善努力を進め、その結果等を公表する。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	同プログラムへの協力要請があった場合は応ずる。中小企業側の研修会に参画を検討する	取引先企業からの人材育成研修への参加要請があった場合、応ずる。	取引先企業からの人材育成研修への参加要請があった場合、応ずる。	下期、当該プログラムへの協力要請は無く、また取引先からの人材育成研修への参加要請もまだ無い。	下期、当該プログラムへの協力要請は無く、また取引先からの人材育成研修への参加要請もまだ無い。	地域内に「地域金融人材育成システム開発プログラム」等の動きがあった場合は積極的に関わる。中小企業側の研修会に参画を検討する。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	民事再生債務者への必要な支援を行う。過剰債務の解消については再生支援の中で検討する。	民事再生債務者への必要な支援を行う。私的整理のスキームを把握する。過剰債務の解消については再生支援のなかで検討する。	民事再生債務者への必要な支援を行う。過剰債務の解消については再生支援のなかで検討する。	民事再生債務者への必要な支援を行った。	民事再生債務者からの支援要請はなかった。	民事再生法申請希望者および手続者を支援する。私的整理ガイドラインの活用を検討する。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえ、取引他金融機関と再生のための協議を前向きにすすめる。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	県又は市町村等のファンド組成を促す。	県信組協会を通して再生ファンドの組成を要請する。	県信組協会を通して再生ファンドの組成を要請する。	県信組協会を通して福島県に再生ファンドの組成を要請した。	県内に再生ファンド組成の動きは見られない。	県信組協会と協議し、県、又は市町村と協調して中小企業再生ファンドの組成について対応を検討する。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	上部団体の動向を見て対応する。	上部団体の動向を見て対応する。	上部団体の動向を見て対応する。	上部団体の具体的な動向なし。	上部団体の具体的な動向なし。	企業再生に当たって、デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用により、再生スピードを上げる。
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	RCCのスキームの把握をすすめる。	8月のRCC説明会に参加する。RCCスキームの把握をする。	RCCスキームの把握をする。	RCCのスキームの把握はなかった。	RCCに持ち込むような案件はなかった。	現在該当案件はないものと思われるが、RCCの信託スキームの理解を深める。
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構のスキームの把握をする。	産業再生機構のスキームの把握をする。	産業再生機構のスキームの把握をする。	産業再生機構の活用案件はなかった。スキーム把握中。	産業再生機構の活用案件はなかった。	スキームの理解は深めておく。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	該当案件の検討をする。	該当案件の検討をする。	該当案件の検討をする。	中小企業再生支援協議会活用の案件はまだ無い。同協議会主催の再生支援研修会に参加した。	中小企業再生支援協議会活用の案件はまだ無い。	事業再生の意識を持って、該当案件があれば積極的に協議会を利用し、情報が協議会に蓄積され有効活用されるよう取り組む。
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	上部団体が計画し実施する。	7月上旬に目利き研修1名、8月下旬目利き再生支援研修6名、10月に内部研修を実施する。	上部団体が実施する人材育成研修に参加する。	別紙「リレーションシップバンキング機能強化計画に関わり実施した研修内容」参照。	別紙、「リレーションシップバンキング機能強化計画」に関わり実施した研修内容及び内部研修を実施した。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組み。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	ローンレビューの活用を進めた。財務制限条項について	ローンレビューの活用を進めた。	統計的なスコアリングモデル作成までは、信用情報の蓄積がなく、当面取り組みないが、個別案件での審査対応で配慮を検討する。ローンレビューや財務制限条項の活用の整備を進める。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3)中小企業の資金調達多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。	業界団体の検討結果を踏まえ、対応する。	業界団体の動向を受けて対応する。	15年度の延長	業界団体の動向がまだなく、未着手である。	業界団体の動向がまだなく、未着手である。	業界団体の検討結果を踏まえ、対応する。当信用組合でも活用が可能となれば、具体的に検討する。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC会員へのローン商品の開発を検討する。TSR(東京商工リサーチ)と提携し情報活用する。	TSRと連携をとる。	TKC地域会連携のTKC会員ローンを発売する。	TSRと連携をとった。会計士・税理士連携ローンの取扱を決めた。	1千万円まで無担保第三者保証なしの「会計士・税理士連携ローン」の取扱を継続した。	TKC地域会と連携し、ローン商品を検討する。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	格付システムによる採算金利や与信リミットの設定を検討する。CRDの活用を検討する。	TSRのリスクスコアの活用検討する。信用格付システムのテスト稼働を実施する。	CRDへの加盟検討信用格付の定性項目を選定し、格付の精度を高める。	信用リスクデータの蓄積を目指し、財務データの入力を進めた。	信用リスクデータの蓄積を目指し、財務データの入力を進めた。	SKC(信用組合情報サービス)との信用格付システム導入スケジュールにより今年度中にテスト稼働を実施する。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	貸付契約・保証契約説明マニュアルの作成と職員への周知のための研修を開催する。	説明マニュアル・説明受諾書の作成作業をすすめる。	説明マニュアルの研修実施後、活用する。	「貸付契約者および連帯保証契約者への重要事項説明マニュアル」案及び「貸付契約及び連帯保証契約を締結された方への契約内容重要事項説明書」案を作成した。	改正契約書について職員に対する説明会を実施した。既存貸付者との「変更契約用の信用組合取引約定書」を作成した。	融資係が顧客へ貸付契約及び保証契約の意味を説明できるシステムを構築していく。
(2)「地域金融円滑化会議」を四半期毎に実施する。	会議内容及び情報を常務会に報告し、各部署にて反映させる。	会議に出席し、情報を経営に活用する。	会議に出席し、情報を経営に活用する。	4回の会議に出席し、そこで得た情報を各部署に報告し経営に反映させた。	2回の会議に出席し、そこで得た情報を各部署に報告し経営に反映させた。	「地域金融円滑化会議」での各金融機関から得られる情報をより有効に活用し金融の円滑化に努める。
(3)相談・苦情処理体制の強化	苦情の処理規程の整備を図り、内部研修実施する。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックする。本部課長会議で各部門と連携を図る。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックする。本部課長会議で各部門と連携を図る。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックした。本部課長会議で各部門と連携を図った。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックした。本部課長会議で各部門と連携を図った。	相談、苦情処理体制の整備強化、再発防止、対応能力の向上を図る。
6.進捗状況の公表	進捗状況を公表する。	10月中旬に進捗状況を公表する。	3月末・9月末現在の進捗状況を公表する。	平成15年11月、平成16年8月平成16年11月に公表した。	平成16年9月期を11月に公表した。	半期毎に当組合の取り組み状況を地域に公表する。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)適切な自己査定及び償却・引当	1次自己査定実施者並びに2次査定委員のスキルアップの研修を実施する。	1次自己査定実施者に対して年4回、2次査定委員に対して年2回の研修を実施する。	1次自己査定実施者に対して年4回、2次査定委員に対して年2回の研修を実施する。	1次自己査定実施者に対して年4回、2次査定委員に対して年2回の研修を実施した。	営業店の自己査定担当者に対するスキルアップ研修を実施した。	債務者の財務の実態分析と業況の把握に努め、自己査定基準及び償却・引当基準の厳格な運用により、債務者区分の判定並びに償却・引当が適正なものとなっているか検証を行う。
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	自己査定室が処分実績データを整備して検証を行う。	処分実績データを営業店に還元する。	15年度に順ずる。	平成13年度以降の当組合担保不動産の任意売却及び競売落札額のデータを蓄積した。	平成13年度以降の当組合担保不動産の任意売却及び競売落札額のデータを蓄積した。保証人の保証力について見直しを図った。	担保不動産の処分実績を踏まえた評価精度を検証し、自己査定における破綻懸念先以下の債務者区分先の担保再評価に際し、必要に応じ調整を行う。
(1)金融再生法開示債権の保全状況の開示。	平成15年9月期も開示をする。	年2回の保全状況の開示を実施する。	年2回の保全状況の開示を実施する。	9月期について11月に開示した。	平成16年9月期を11月に開示した。	全信中協が示した開示例を基に平成15年3月期から保全状況の開示を実施した。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	審査部において信用リスクデータの蓄積を図る。融資条件を定型化した適性基準金利を作成する。CRDに加盟活用を検討する。	自己査定に信用格付のテスト稼動を実施する。	信用リスクデータの蓄積作業を行う。CRDへの加盟利用を検討する。	信用リスクデータの取積を進めた。	信用リスクデータの取積を進めた。	信用格付の構築により信用リスクデータの蓄積を図り、自己査定の債務者区分と格付ランクの基準整備を検討する。
3. ガバナンスの強化						
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向						
各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請。	平成15年9月期から半期開示する。	11月中旬に開示する。	年2回の情報開示を行う。	平成15年9月期の実績について11月に開示した。平成16年3月期については8月に開示した。	平成16年9月期については11月に開示した。	簡易(ミニ)ディスクロージャー誌を半期開示する。
外部監査の実施対象の拡大等についての検討。	今後とも、監査法人による外部監査を受ける方針である。	監査法人による外部監査を受ける。	15年度に準じて外部監査を受ける。	監査法人による外部監査を受けている。	監査法人による外部監査を受けている。	当組合の健全性・透明性をより図る上で、外部監査の重要性を認識し、引き続き任意により外部監査を受ける。
総代会の機能強化を図るための検討	全信中協の検討結果を踏まえ、当組合としての機能強化策を整備する。	全信中協の検討結果を踏まえ、ガバナンスの向上策を整備する。	通常総代会から対応する。	総代の改選に際し、新たに選考基準を設けて実施した。		全信中協の検討結果を踏まえ、総代会の機能強化および組合員の意見を反映する仕組みを整備する。
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	全信中協の検討結果を踏まえ、地域貢献の情報開示を行う。	11月中旬に開示する。	年2回の開示を行う。	平成15年度については同年11月、平成16年度については8月に開示した。		信用組合は金融サービスのみならず地域サービスの充実や文化的・社会的貢献活動について組合員・顧客にわかりやすく開示する。

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・3

1

## 3. その他関連の取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～16年9月	16年10月～平成17年3月
中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2) 人材の育成を目的とした研修プログラム(「目利き研修」)の実施。	平成15年度及び平成16年度研修予定のなかに上部団体主催の「目利き研修」を入れる。同研修へ役職員を参加させる。	別紙「リレーションシップバンキング機能強化計画」に関わり実施した研修内容の通り、外部及び内部研修を実施した。	別紙「リレーションシップバンキング機能強化計画」に関わり実施した研修内容、参照。
中小企業金融の再生に向けた取組み 2. 取引先企業に対する経営相談支援機能の強化 (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施。	平成15年度及び平成16年度研修予定のなかに中小企業支援スキルの向上を目的とした研修を入れる。同研修へ役職員を参加させる。	別紙「平成15年度リレーションシップバンキング機能強化計画」に関わり実施した研修内容の通り、外部及び内部研修を実施した。	別紙「平成15年度 リレーションシップバンキング機能強化計画」に関わり実施した研修内容、参照。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について。	不祥事件の発生未然防止のための牽制態勢を強化する。(職員の1週間の職場離脱による業務点検・月3回の現金検査の実施・オペレーションキー類の厳正なる管理・事例研究を中心としたコンプライアンス・ニュースの朝礼討議・顧問弁護士による不祥事件の事例研修・貸付実行記録簿の検査の実施等々実施中)	右欄記載事項等を年度通して実施した。	職員の1週間の職場離脱による業務点検・月3回の現金検査の実施・オペレーションキー類の厳正なる管理・事例研究を中心としたコンプライアンス・ニュースの朝礼討議・顧問弁護士による不祥事件の事例研修・貸付実行記録簿の検査等々実施している。